

## 財務省第11入札等監視委員会

## 平成30年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成30年9月18日(火) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 委員 久保 誉一 委員 安井 敏晃	(アローズ法律事務所 弁護士) (監査法人トーマツ 公認会計士) (国立大学法人香川大学経済学部 教授)
審議対象期間	平成30年4月1日(日)～平成30年6月30日(土)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名: 平成30年度四国管内合同宿舎施設改修設計業務 契約相手方: 株式会社フタバ設計(法人番号4140001085741) 契約金額: 2,430,000円 契約締結日: 平成30年5月7日 担当部局: 四国財務局
随意契約(公共工事)	一	—
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名: 高松国税総合庁舎本館外6施設の昇降機設備保守業務(第1グループ) 契約相手方: 日本オーチス・エレベータ株式会社 四国営業所(法人番号9010001075825) 契約金額: 4,289,760円 契約締結日: 平成30年4月2日 担当部局: 高松国税局
		契約件名: 平成30年度高松サンポート合同庁舎ビル総合保守管理業務委託契約 契約相手方: 日本管財株式会社(法人番号9140001069797) 契約金額: 127,696,176円 契約締結日: 平成30年4月2日 担当部局: 四国財務局
		契約件名: 平成30年度デジタル複合機38台の購入及び保守業務一式(区分3) 契約相手方: 石井事務機株式会社(法人番号9470001000522) 契約金額: 16,449,328円 契約締結日: 平成30年4月2日 担当部局: 高松国税局
随意契約(物品役務等)	一	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	※競争入札(物品役務等)の「高松国税総合庁舎本館外6施設の昇降機設備保守業務(第1グループ)」に同じ
委員からの意見・質問、それにに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【案件1】</b>  <b>「高松国税総合庁舎本館外6施設の昇降機設備保守業務（第1グループ）」</b>          契約相手方：日本オーチス・エレベータ株式会社          　　四国営業所（法人番号9010001075825）          契約金額：4,289,760円          契約締結日：平成30年4月2日          担当部局：高松国税局</p> <p>契約業者である日本オーチス・エレベータ株式会社はエレベータの製造業者か。</p> <p>エレベータ保守業務はそのエレベータの製造業者以外が入札に参加することはあるのか。</p> <p>複数年契約をすることで1年分の契約金額を下げ、コスト削減を図ることは可能か。</p> <p>複数年契約を行っている事例はあるか。</p> <p>複数年契約を行うことでコスト削減になるなら検討していただきたい。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>当該案件では競争参加資格の参加可能等級の拡大や公告期間を十分に確保する等門戸を広げて募集をかけているが、製造業者である日本オーチス・エレベータ株式会社のみの参加となった。</p> <p>しかし、他の案件では製造業者以外の保守業者が入札に参加している場合がある。</p> <p>複数年契約については、予め予算を以って国会の議決を経なければならないと規定されている。本件は複数年契約の予算がないため、単年度で調達を行っている。</p> <p>エレベータ保守契約では複数年契約を行ったことはないが、他の契約では複数年契約を行っている事例はある。</p> <p>現状では難しいが、次回エレベータを更新する際に複数年契約が可能か検討する。</p>
<p><b>【案件2】</b>  <b>「平成30年度高松サンポート合同庁舎ビル総合保守管理業務委託契約」</b>          契約相手方：日本管財株式会社          　　（法人番号9140001069797）          契約金額：127,696,176円          契約締結日：平成30年4月2日          担当部局：四国財務局</p> <p>保守業務を1者と契約しているが、その業務を細分化し個別に契約した方が有利になることはないか。</p>	<p>一括調達の場合と細分化した場合とを直接比較することは非常に困難であるが、財務省において重点的に調達改善に取り組む内容や目標について「財務省調達改善計画」というものが定められており、その計画において『調達コストの低減や事務の省力化を図る観点</p>

	<p>から、一括調達を実施する。』とされていることから、可能な限り一括で調達を行っているものである。</p> <p>高松サンポート合同庁舎にある設備で、国土交通省の「建築保全業務共通仕様書」に記載のある設備を基本的に対象としている。そのほか特別な保守対象としては、台風時の高潮による浸水を防止するため、地下駐車場入口に防潮板を設置しており、保守の対象としている。土地柄、高潮被害について予防措置を考慮に入れるべきものであることから、保守対象としても適切なものであると認識している。</p> <p>平成29年度前期以前に関しては、四国地方整備局で発注業務を実施しているため、当方では状況等は把握していない。</p>
<p>保守対象の決め方は（法定、その他特別に加えた内容）</p> <p>平成29年度後期の同業務についても、今回の審議案件と同じ業者が受注していたとのことであるが、平成29年度前期以前（北館のみ）についても同じ業者が受注していたのか</p>	
<p><b>【案件3】</b></p> <p>「平成30年度デジタル複合機38台の購入及び保守業務一式（区分3）」</p> <p>契約相手方： 石井事務機株式会社 (法人番号9470001000522)</p> <p>契約金額： 16,449,328円</p> <p>契約締結日： 平成30年4月2日</p> <p>担当部局： 高松国税局</p> <p>複合機の機種代金が安価であるが保守契約で利益を得ることを考えた契約であったか。</p>	<p>おそらくその通りだと思われる。機種価格のみの予定価格が約270万円であることから入札業者も保守業務を念頭に考えた価格設定になっていると考える。</p> <p>控除割合とは、コピーをする際に生じるミスコピー割合のことである。入札価格はミスコピー枚数を控除して決定している。</p>
<p>入札書等に記載されている「控除割合」とはどのようなものか。</p> <p>機種代金が安価であるため品質に問題はないか。それについて考慮はしているか。</p>	<p>機種の機能等は、仕様書で定めており、それに満たない機能等の機種が納入されることはない。</p> <p>また、保守業務も併せて契約しているため、品質に問題がある機種を納入すれば、保守業務の負担が増加するだけなので、これまでにも品質に問題がある機種が納入されたことはない。</p>
<p><b>【案件4】</b></p> <p>「平成30年度四国管内合同宿舎施設改修設計業務」</p> <p>契約相手方： 株式会社フタバ設計 (法人番号4140001085741)</p> <p>契約金額： 2,430,000円</p>	

契約締結日：平成30年5月7日

担当部局：四国財務局

朝倉宿舎、朝倉第二住宅は、建築後約50年との説明で驚いた。宿舎というのは何年使用するものなのか。

三条住宅の改修工事名称が平成32年となっているが、2年後の工事の設計を積算までまとめてやる合理的な理由は。

修繕計画を持っているのか。

厳しい財政事情により古くなったからと言って新築建替えという状況はない。耐震改修等を行いながら、できるだけ長く、使用するというスタンス。

補足として、昔は60年が耐用年数と言われてきたが、今は改修して寿命を延ばしている。

また、竣工年次等による100年、80年、60年の計画策定年数、維持整備方針に基づく改修基準が定められている。

積算は、工事発注の段階で当局が時価の単価に直し積算するため問題はない。前年度、前々年度に予算要求のためのストック設計として準備している。劣化状況などから判断して計画的に設計している。

長期の修繕計画を持っている。予算の都合により計画どおりに実施できない場合もあるため、毎年計画の見直しを行っている。